第2分科会　原子力災害時の民間事業者との協力協定等の締結について

1．趣旨

- オフサイトで活動する防災業務関係者（バス等の運転手等）は、平時において特に原子力や放射線に関する業務を行っているわけではないが、緊急時には、住民避難の実施など、防災上重要な役割を担うことになる。
- こうした原子力災害時の対応については、民間事業者の理解と協力を得て進めていくことが必要。各地の自治体においては、原子力災害時に民間事業者に協力を要請する場合の協定等が締結されつつあるが、本分科会においては、こうした協定等の内容を踏まえつつ、自治体が民間事業者との原子力災害時の協力に係る協定等において定めておくべきと考えられる内容等について整理するもの。

2．協定等において定めていくべき内容と留意点

(1) 自治体から民間事業者に要請する業務の内容
要請する業務内容について、できるだけ具体的に列挙して合意しておくこと。また、具体的な業務内容や手順について共通理解を構築していくプロセスが重要。

(2) 自治体から民間事業者への緊急時の協力の要請の方法
業務内容を明確にした上で、原則書面により要請すること。

(3) 緊急時に自治体から業務実施を要請する基準
民間事業者の安全確保については、自治体が主導的に行うこと。そのため、協定等において、業務実施に当たっての被ばく線量の管理目安を設定すること、また、被ばく線量の管理方法について取り決めておくこと。なお、具体的な線量管理方法についても一例を提示。

(4) 緊急時の自治体による資機材の提供及び配布手順
防護服、マスク等は自治体側で準備すること。また、研修や訓練を通じ、資機材の配布手順や資機材の使用方法について理解を深めていくこと。

(5) 業務実施中の事故等の発生の際の民間事業者から自治体への通報
事故等により業務実施継続が困難となった場合は、自治体に対して速やかに状況を報告すること。

(6) 業務実施後の民間事業者から自治体への業務実施報告
業務実施後、業務実施報告を行うこと。また、業務実施者の累積線量等を記録した帳簿の写し等を添付することが適当。

(7) 民間事業者の業務実施に係る費用の請求、自治体側による費用の負担
業務の実施に要した費用（人件費等）は、協定等において、基本的には自治体が負担すること。

(8) 業務実施に伴う人又は物の損害に対する自治体による補償
業務の実施に伴って発生した損害については、協定等において、基本的には自治体が補償すること。

(9) 民間事業者が保有するバス等の台数の定期的な報告
保有するバスの台数等民間事業者が有する能力について、自治体と民間事業者の間で共有しておくこと。

(10)自治体と民間事業者の間の緊急連絡先の設定・交換
民間事業者との間の連絡方法、連絡先について、相互に交換するとともに、定期的に更新する仕組みを位置付けておくこと。

(11)自治体から民間事業者への業務実施中の通信手段の提供
常時連絡を取るための通信手段を自治体が提供すること。

(12)自治体による業務実施後のスクリーニング・除染の実施
業務実施後、避難等の指示区域からの退域時の検査及び必要に応じた簡易除染を行うこと。

(13)民間事業者に対する原子力災害に関する研修の機会の提供
実際に業務に携わる民間事業者に対し、定期的な研修の機会を提供すること。

第3分科会

原子力災害時における情報提供の在り方について
～ 複合災害も想定した避難・屋内退避の実効性向上に向けて ～

1．趣旨

- 複合災害に対して迅速かつ、同時並行的に対処するためには、平常時からの十分な備えや、緊急時における住民等に対する的確な避難指示の実施等必要な情報提供を行うことが重要。
- 本分科会においては、複合災害の発生も念頭に、適切な避難指示の伝達等住民等に対する情報提供の在り方について、拡散計算を自治体の判断と責任の下で参考情報として活用する場合の留意点等も含めて整理を行ったもの。

2．原子力防災の基本的な考え方

- 各地域においては、避難経路、避難手段、避難先の多重化等も盛り込んだ緊急時対応を策定することが重要。
- 地方公共団体は、事前対策として、地域防災計画・避難計画の具体化・充実化に当たり、地域の実情に応じて、大気中放射性物質の拡散計算を活用することができる。

複合災害時における避難・屋内退避の実効性向上に向けて

3．複合災害も想定した避難・屋内退避の基本的な考え方

自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動を、原子力災害に対する避難行動よりも優先させ、人命の安全確保を最優先とすることを原則とする。

(1) ～ (3) 地震、津波、暴風雪との複合災害の場合

地震、津波、暴風雪による人命へのリスクが極めて高い場合には、それら自然災害に対する避難行動を、原子力災害に対する避難行動よりも優先させる。

(4) 離島・半島や山間地における孤立化対策等

複合災害等に備え、避難経路の複数設定、代替手段の準備、屋内退避施設の確保・整備等屋内退避が継続できる体制をあらかじめ準備することが重要。

(5) 屋内退避時における物資の備蓄・供給体制

屋内退避が適切に行えるよう、あらかじめ物資等の備蓄を行うとともに、屋内退避中に物資が枯渇する場合に備え、PAZ・UPZ内に物資を融通する体制を整備すること等が重要。

4．複合災害時における適切な避難指示の実施等

- 国は、情報収集、意思決定、指示・調整を一元化。
- 自然災害による人命へのリスクが極めて高い場合には、国は、自然災害に対する避難行動を原子力災害に対する避難行動よりも優先させることを明らかにした上で、市町村が、具体的な避難経路、避難先とともに、住民に対して避難指示等を行う。

5．原子力災害時における情報提供の手段及び内容等に関する考え方

- 防災行政無線や広報車、CATV、SNS等様々なツールを活用し、道路等の被害情報や避難情報等を住民等に提供すること。
- プルーム通過時の被ばくを低減させる観点から、住民や民間事業者等に対し、屋内退避の徹底に関する注意喚起を行うこと。特に、避難等を行う住民や、物資供給等の支援活動を行う防災業務関係者等に対して、空間放射線量率等に係る情報を十分に提供すること。
- 原子力災害時において、地方公共団体が、自らの判断と責任により大気中放射性物質の拡散計算を参考情報として活用する場合の留意点を整理したこと。